

## 那覇市建設工事等の入札及び契約に係る情報の公表に関する事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成12年法律第127号)の趣旨を踏まえ、本市が発注する建設工事及び建設工事に係る調査、設計、測量等の業務委託(以下「建設工事等」という。)の入札及び契約に係る情報の公表に関し、必要な事項を定めるものとする。

(公表の対象)

第2条 公表の対象とする建設工事等は、法制契約課において入札及び契約を行う次に掲げるものとする。

- (1) 建設工事で、その予定価格が200万円を超えるもの
- (2) 建設工事に係る調査、設計、測量等の業務委託(以下「業務委託」という。)で、その予定価格が100万円を超えるもの

(発注見通しの公表)

第3条 本市が発注を予定している前条に規定する建設工事等について、毎年度4月1日以後遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 建設工事等の名称、工期(又は履行期間)、業種及び概要
  - (2) 入札及び契約の方法
  - (3) 入札を行う時期(随意契約を行う場合にあっては、契約を締結する時期)
  - (4) 建設工事に係る建設業者格付け
  - (5) その他必要と認める事項
- 2 前項において公表した事項は、当該年度の10月1日以後速やかに見直しを行うほか、変更(軽微なものを除く。)があるときは随時修正を行い公表するものとする。
- 3 発注見通しの公表期間は、第1項による公表開始の日から当該年度の3月31日までとする。

(有資格業者の公表)

第4条 入札に参加する資格を有する者(以下「有資格者」という。)の公表は、次に掲げる事項を登載した名簿を作成し、行うものとする。

- (1) 有資格業者の商号又は名称
- (2) 有資格業者の住所及び電話番号

- (3) 競争入札参加資格申請に係る業種
  - (4) 那覇市建設工事等競争入札参加者の資格等に関する規程(平成26年那覇市訓令第17号。以下次項において「訓令」という。)第8条第2項の規定に基づき等級格付した業種にあつては、その等級
  - (5) その他必要と認める事項
- 2 有資格者の公表期間は、訓令第6条第3項の登録の日から同項に規定する有効期間の末日までとする。

(入札及び契約の過程に関する事項の公表)

第5条 入札及び契約の過程に関する事項の公表内容は、次のとおりとする。ただし、当該入札が不調又は不落となった案件については、第6号の最低制限価格及び第7号の入札金額を公表しないことができる。

- (1) 入札執行の日時(執行前においては予定日時)
  - (2) 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
  - (3) 建設工事等の工期又は履行期間
  - (4) 指名競争入札において指名した者の商号又は名称
  - (5) 予定価格(消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)
  - (6) 最低制限価格(消費税及び地方消費税相当額を除いたものをいう。)
  - (7) 入札者の商号又は名称及び入札金額
  - (8) 落札者の商号又は名称及び落札金額
  - (9) 一般競争入札において競争参加資格の有無に関する審査結果及び競争参加資格がないとした者については、その理由
  - (10) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
  - (11) 契約金額
- 2 入札及び契約の過程に関する事項の公表は、前項第1号から第5号までにあつては入札執行前に、同項第6号から第11号までにあつては入札執行後に、遅滞なく行うものとする。ただし、同項第4号のうち単独施工方式による建設工事等は入札執行後に行うものとする。
- 3 入札及び契約の過程に関する事項の公表期間は、公表した日の翌日から起算して1年間が経過する日までとする。
- 4 第1項の規定により公表した建設工事等について契約金額の変更を伴う契約の変

更をしたときは、遅滞なく、変更後の契約に係る第1項第2号、第3号及び第11号に掲げる事項並びに変更の理由を公表するものとする。

(随意契約を行った場合における契約に関する事項の公表)

第6条 随意契約を行った場合は、遅滞なく、次に掲げる事項を公表するものとする。

- (1) 建設工事等の名称、場所、種別及び概要
- (2) 建設工事等の工期又は履行期間
- (3) 契約の相手方の商号又は名称及び住所
- (4) 契約の相手方を選定した理由
- (5) 契約金額
- (6) 予定価格
- (7) 契約金額の変更を伴う契約の変更をしたときは、変更後の契約に係る第1号、第2号及び第5号に掲げる事項並びに変更の理由

2 前条第3項の規定は、随意契約を行った場合における契約に関する事項の公表期間について準用する。

(公表の方法)

第7条 第3条から前条までの規定による公表は、法制契約課において閲覧に供する方法又は市のホームページに掲載する方法で行うものとする。

付 則(平成26年3月31日都市計画部長決裁)

- 1 この要領は、平成26年4月1日から施行する。
- 2 工事等情報の公表に関する取扱要領(平成7年3月16日土木部長決裁)は、廃止する。
- 3 請負工事及び建設コンサルタント業務等に係る入札結果等の公表に関する事務処理要領(平成7年2月27日土木部長決裁)は、廃止する。
- 4 請負工事及び建設コンサルタント業務等に係る予定価格の事前公表に関する事務処理要領(平成15年3月26日部長決裁)は、廃止する。

付 則(平成27年3月18日都市計画部長決裁)

この要領は、平成27年4月1日から施行する。

付 則(平成28年1月25日都市計画部長決裁)

この要領は、平成28年4月1日から施行する。

付 則(令和3年2月3日総務部長決裁)

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

付 則(令和8年3月27日総務部長決裁)

この要領は、令和8年4月1日から施行する。